

地域の子育て支援の充実

すべての子育て家庭のために、

地域の子育て支援も利用しやすく変わります



一時預かり

◆急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭のニーズに合わせて、一時預かりを行います。

病児保育

◆病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設されたスペースで預かります

地域子育て支援拠点

◆地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を増やしていきます。



利用者支援

◆子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設や、地域の子育て支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていきます。

放課後児童クラブ

◆保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）に、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する取り組みです。
◆新制度では、職員や施設・設備について新たに基準を設けて質の向上を図っていきます。



大阪市のホームページで「子ども・子育て支援新制度」の内容を紹介しています。新しい情報も随時更新しますので、詳しい内容を知りたい方は、ホームページをご覧ください。

大阪市 HP 大阪市 新制度 検索

<http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000243575.html>



「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために…

すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びをかんじられるために…

子ども・子育て支援新制度ってなあに？

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月「子ども・子育て支援法」という法律が成立しました。

この法律と関連する法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定です。



こんな取組みを進めていきます！



子育て中のすべてのご家庭を支援する制度です。

- ◆幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
- ◆保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- ◆幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。



新制度では、教育・保育の場が増えます



- 幼稚園・保育所に加えて、〈認定こども園〉の普及を図ります
- 〈地域型保育〉を新設し、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所が多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」を普及していきます。また、小規模保育や保育ママなど少人数の子どもを保育する事業「地域型保育」を創設し、保育の場を確保していきます。

幼稚園
3～5さい

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用できる保護者：制限なし

利用時間：昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施。

※新制度の仕組みを採用する幼稚園と、現在の仕組みを維持する幼稚園があります

認定こども園
0～5さい

教育と保育を一体的に行う施設

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

保護者の働いている状況にかかわらず利用できます。また、認定こども園に通っていないこどもの家庭でも、「認定こども園」での子育て相談などを利用することができます。

保育所
0～5さい

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

利用できる保護者：共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

利用時間：夕方までの保育のほか、園（所）により延長保育を実施。

地域型保育
0～2さい

少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業

新たに大阪市の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業を増やします

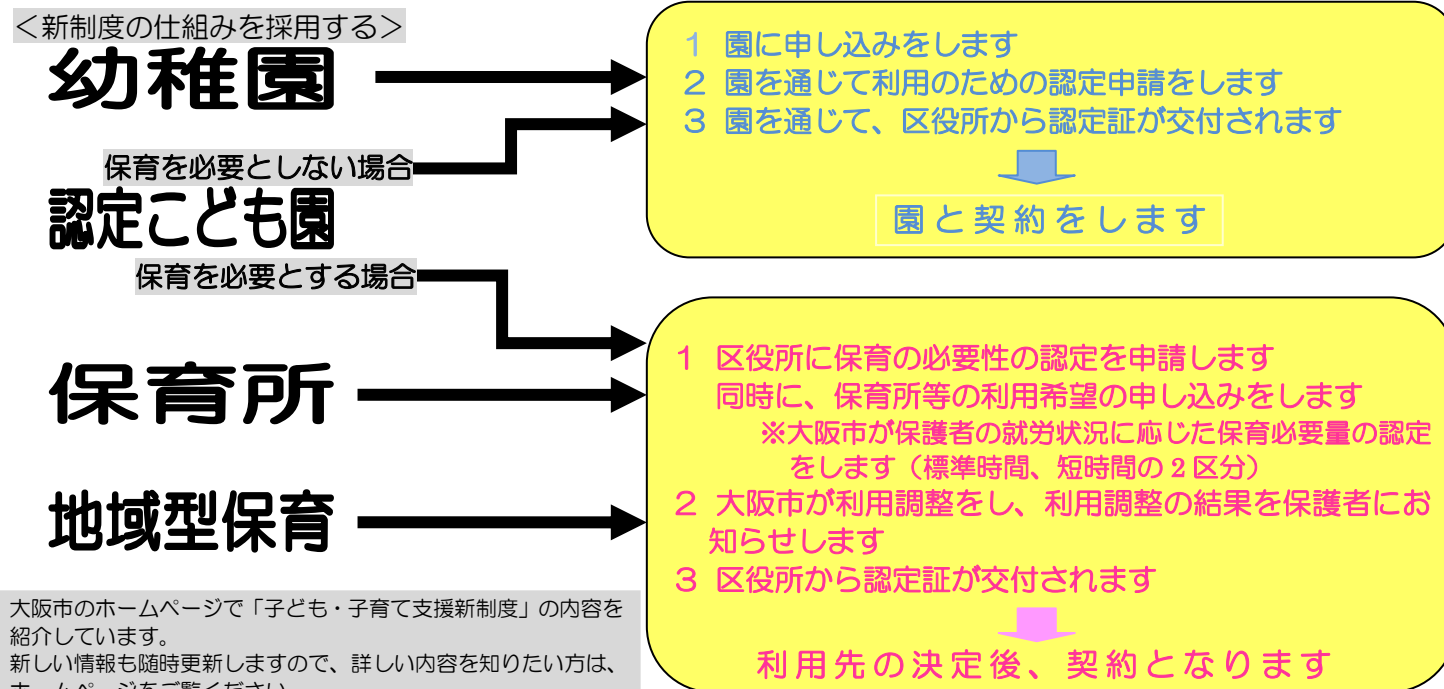
家庭的保育（保育ママ）：家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。

小規模保育：少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

利用の流れが変わります

※現在の仕組みを維持する私立幼稚園への入園手続きは、従来通り幼稚園に直接申し込み、幼稚園との契約となります。（認定は不要です。）

幼稚園や保育所などへの入園・入所には、保育の必要性などの認定が必要です。手続きについては、秋頃開始の予定です。開始の時期が決まったら、大阪市のホームページ等でお知らせします。



大阪市のホームページで「子ども・子育て支援新制度」の内容を紹介しています。新しい情報も随時更新しますので、詳しい内容を知りたい方は、ホームページをご覧ください。

Q: 幼稚園や保育所などに入園・入所する手続きはどう変わりますか？

A: これまでの制度と大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや認定を受けた場合は認定証が交付されるなど、従来の手続きと異なる点があります。詳細が決まりましたら、ホームページ等でお知らせします。

Q: 保育料はどうなりますか？

A: 保護者の所得に応じて、国が今後定める基準を上限として、市町村が地域の実情に応じて定めることとなります。大阪市における利用料金については、現在検討中ですので、詳細が決まりましたら、ホームページ等でお知らせします。

Q: 3つの区分による認定ってなんですか？

A: <1号認定（教育標準時間認定）>
満3歳以上で、教育を希望される場合
利用先：幼稚園、認定こども園

<2号認定（満3歳以上・保育認定）>
満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望される場合
利用先：保育所、認定こども園

<3号認定（満3歳未満・保育認定）>
満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望される場合
利用先：保育所、認定こども園、地域型保育

Q: 新制度になると現在の幼稚園や保育所はなくなるのですか？

A: 現在の幼稚園・保育所は、必ず認定こども園になるわけではありません。幼稚園・保育所の設置者が、どのように運営していくかを定めることになっています。

Q&A